

## 株式会社アエルの民事再生手続に関する要望書

平成20年 3月28日

株式会社アエル 御中

弁護士法人アディーレ法律事務所  
代表弁護士 石丸 幸人

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、当事務所は、貴社に対し、以下の事項を要望致します。

- (1) 再生債務者アエルは、全顧客（再生手続開始決定前10年以内に取引を終了した顧客を含む）との取引について、利息制限法所定の利息により引き直し計算したうえで、過払い金返還請求権が生じている顧客に対しては、引きなおし後の取引履歴及び債権届出書を送付するなどして、顧客に対して民事再生手続に参加する機会を保障すること。
- (2) 再生債務者アエルは、顧客若しくはその代理人からの取引履歴開示請求に対し、その帰属先も含め、速やかに開示すること。
- (3) 再生債務者アエルは、上記(1)及び(2)によっても再生手続に参加できなかった過払い金請求権を有する顧客についても、自認債権としたうえで（民事再生法第101条3項を参照）、再生債権者として扱うこと。
- (4) 再生債務者アエルは、再生計画案において、少額債権についての弁済許可の申立をする等、利用者の過払い金返還請求権が早期に弁済を受けるよう適切な措置を講ずること。

### 【上記要望に至った理由】

（過払い金返還請求権を有する顧客の民事再生手続の参加の機会の保障）

貴社は、平成20年3月24日に、東京地方裁判所において、民事再生手続の申立をしました。しかし、本件再生手続は、以下に述べるように、過払い金返還請求権を有する多数の顧客が、本件再生手続への参加の機会が保証されないおそれがあるという極めて重大な問題点を含んでおり、このまま本件再生手続が進行すれば、多数の過払い金返還請求権を有する顧客の権利がないがしろにされてしまうおそれが極めて強いといえる。

平成18年1月13日最高裁判決（第二小法廷、平成16年（受）第1518号）は、「期限の利益喪失特約の下で、債務者が、利息として、利息制限法の制限額を超える額の金銭を支払った場合には、特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできない」として、貸金業規制法第43条の所

謂みなし弁済規定の適用を否定した。そして、かかる判例法理は貴社とその顧客との取引にもこの最高裁判決が該当すると考えられる。

貴社は日本全国に顧客を持つ、中堅貸金業者であり、貴社から開示された情報によるとその口座数は約22万口座ということである（また、貴社は、既に取りを終了している顧客は約100万人を把握しているとも述べている。）。現在も取引がある顧客の中で過払い金返還請求権を有する顧客の割合がどの程度なものかは明らかではないものの（当事務所がこれまで行ってきた債務整理の相談からすれば、相当の割合はあるものと思料される）、上記最高裁判決により、既に取りが終了している顧客の圧倒的多数の者は過払い金返還請求権を有する債権者であることからすれば、本件再生手続きにおいて再生債権者として取り扱われるべき顧客は数十万人に達することは明らかである。

これに対し、貴社が東京地方裁判所に提出した債権者一覧表に記載された過払い金返還請求権を有する債権者はわずか4199名にすぎず推定過払い債権者の1パーセントにも満たないものであった。

貴社が、平成20年3月27日に開催した説明会の説明によれば、顧客との全取引を利息制限法により引き直し計算することは事実上不可能なため、顧客からの請求を待つて債権者として扱う予定とのことであった。しかし、貴社は、現在、当事務所の依頼者である顧客からの取引履歴開示請求に対しては、利息制限法による引き直し計算後の取引履歴を返送している。このことからすれば、多少の時間が確保されれば取引終了後の顧客を含めた全顧客に対する引き直し計算は可能であることは明らかである。

仮に貴社が顧客との取引を引き直して計算を行わない場合には、多くの過払い金返還請求権を有する顧客が本件再生手続きに参加する機会を喪失してしまうことになり、このままでは大多数の顧客を、事実上再生手続きから排除するに等しく、極めて不合理な結果を招くことになる

したがって、貴社の本件再生手続きにおける姿勢は、手続きの公正性、妥当性の面から極めて不当なものだといわざるを得ない。すなわち、そもそも過払い金返還請求権は民事上違法な金利を設定した上で貸付を行ってきた結果生じるものであるところ、貴社の本件再生手続きにおける姿勢は、過払い金返還請求権を消滅させ、経済的弱者の犠牲の上にグレーゾーン金利を利用して得た民事上違法な利益を保持することを目的にしていると言わざるを得ないといえる。

（財産の価額の評定について）

民事再生手続きは、再生債務者の債務・資産を確定した上で、それを元に再生計画案を作成し、債権者がその再生計画案の認可の可否を判断することになるが、その前提として再生債務者の有する資産が公正に評定されることが必要である。したがって、資産価額の評定に公正さを欠けば、それをもとに立案された再生計画案も不公正なものとなることは明らかである。

貴社が有する貸付債権についても、民事再生手続において価額を評定する必要がある（民事再生法第 124 条を参照）が、そのためには全顧客との取引につき利息制限法により引き直し計算を行うことが必要不可欠であるといえる。すなわち、上記最高裁判決により、貸金業法 43 条のみなし弁済が否定され、それまでに貴社が収受したグレーゾーン金利との差額部分については、元本等に充当したうえで、貸付債権額を確定しなければならないことから、貴社が有する貸付債権を公正に評価するには、全顧客との取引につき利息制限法による引き直し計算を行うことは不可欠なことは明白である。

以上のことから利息制限法による引き直し計算は、貴社の有する貸付債権の公正な財産価額の確定のために必要不可欠であり、時間を要する、事務処理が煩雑になる等の理由だけで省略できるものでないことは明らかである。

以上の理由により、当事務所は、貴社に対し、標記の事項を強く要望する次第である。